

2026
FREE



横浜町

YOKOHAMA TOWN

移住・定住 サポートリーフレット



豊かな自然に囲まれて暮らしたいひとに、
のびのびと子育てしたいひとに、
おいしいごはんが食べたいひとに、
ゆったりとした時間を過ごしたいひとに、

横浜町は

 ころと自然が豊かな菜の花の町
青森県横浜町

お問い合わせ

横浜町役場 企画財政課
〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35番地
TEL 0175-78-2111



移住者募集中!!

移住に関する詳しい情報はこちらをご覧ください

移住支援



横浜町に住もう！移住支援サービス

★東京圏から移住し就業された方へ支援金を支給します！

青森県が運営するマッチングサイト「Aomori-Job」に移住支援金の対象として掲載する求人に就職した方、または起業支援金の交付決定を受けた方に、

最大で100万円を支給します。

《移住元要件》

- ・直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し東京23区内への通勤をしていたこと。等

《移住先要件》

- ・令和8年4月以降に転入したこと。
- ・移住支援金の申請において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- ・横浜町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。等



Aomori-Job HP

★医療・福祉職 子育て世帯の移住を支援します！

医療・福祉職の資格を持つ子育て世帯や、医療・福祉職の資格取得を目指す子育て世帯の、横浜町への移住を支援します。

1世帯あたり

- ・基本額 **100万円**
- ・子育て加算 **最大100万円（子ども1人あたり）**
- ・ひとり親世帯加算 **100万円**を支給します。

《支援対象と主な要件》

- 医療・福祉職の資格がある方
18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、県内の医療・福祉施設等で資格に基づく業務に就業した方。
- 医療・福祉職の資格がない方
18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、資格取得を目的に県内の養成機関に就学した方。



医療・福祉職
子育て世帯移住
支援金チラシ

結婚



横浜町では新しい生活をスタートさせる夫婦を
応援しています。

★結婚新生活に係る費用を支援しています！

《助成対象者》

- ・世帯の所得の合計が500万円未満
- ・ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下等の条件を満たすもの

《助成金額》

上限額：60万円（婚姻日における年齢が30歳以上である場合は、30万円）

《補助対象経費》

- ・住宅の購入費（建物のみ）
- ・賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ・引っ越し費用（業者へ支払った費用）
- ・入居する住宅のリフォーム費用

引っ越し



横浜町に移住しようと考えている方、横浜町で新築住宅の建築・購入を考えているみなさまを応援します。

★賃貸住宅の家賃補助を行っています！

対象者	補助金額	上限額
町外からの転入者	1世帯あたり家賃の2万円を超えた部分の補助	2万5千円 (単身者の場合1万5千円)

※補助金額算定については家賃より住宅手当等を差し引きます。

※補助期間は最大24ヶ月となります。

※申請期間は、入居後1ヶ月以内。

★新築住宅の建築・購入に対して助成を行っています！

横浜町外から転入する方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	100万円	若者夫婦（40歳未満）以外の場合、60万円が上限

横浜町内に在住の方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	70万円	若者夫婦（40歳未満）以外の場合、30万円が上限

※土地購入費、外構工事等の工事費及び、町の補助を受ける浄化槽設置整備費を除く。

※申請期間は、住宅建設（取得）後3ヶ月以内。

妊娠・出産



町に新しい家族や子どもが増えることは嬉しいことです。「自然豊かな場所で子育てしたい」「ふるさとで子どもを育てたい」方々を応援しています。

★妊産婦ケアプランにより、手厚い支援を行います！

「妊産婦ケアプラン」は、安心してこの大切な時期を過ごしていただくために、一人ひとりに合わせて作成するサポート計画です。

妊娠中から出産後までの女性（妊産婦）と赤ちゃんの健康を守るため個別に妊産婦ケアプランを作成し、妊娠中の体調管理や出産に向けた準備、産後の育児や生活について、専門職（助産師・保健師・管理栄養士など）と一緒に考え、必要な支援を実施していきます。

★出産祝金を支給します！

《交付対象者》

☆ 出産日1年以上前から継続して住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に記録された保護者。等

☆ 各種料金等の滞納がないこと。等

《祝金の額》 **10万円**



「自然豊かな場所で子育てしたい」「ふるさとで子どもを育てたい」方々へ育児・教育分野においても幅広い支援をしております。

★高校生までの医療費が無料です！！

子ども医療費助成制度を実施しています！

《通院》

- ☆ 0歳～18歳（高校生まで）
- ☆ 無料（保険診療の自己負担分）

《入院》

- ☆ 0歳～18歳（高校生まで）
- ☆ 無料（保険診療の自己負担分）

※入院時食事療養費は全額自己負担

《所得制限》 なし

★児童保育料が無償になります！副食費も無償！

許可保育施設に入所している0歳児以上の保育料を完全無償化しています。保育料の保護者負担を軽減することで、より一層保育施設を利用しやすくする環境を整備します。

0歳から2歳までは町独自で助成し、3歳以上は国施策で無料となります。

副食費についても町独自の助成により全ての児童が無料となっています。

《対象者・利用条件など》

- ☆ 横浜町に住民登録しており、許可保育施設に入所している児童の保護者。

★小・中学生の教育支援を実施しています！

小・中学生の教育支援を行っています。

- ① 小・中学生の給食費の無償化を実施しています。（ただし、町内在住者に限る）
- ② 小・中学校へ新入学または転入する際、体操服購入費を全額助成しています。（ただし、小・中学校それぞれ1回限り）
- ③ 小・中学校で、各種検定受験料を毎年1回分、全額助成しています。（2回目以降は半額助成）
- ④ 高校生の通学定期購入費用、下宿等に係る家賃費用を助成しています。
《助成金額》
保護者が支払いした実費の4分の3を助成。
ただし、通学費の上限は、1ヶ月を1万円とし、下宿費の上限は1ヶ月2万円。
- ⑤ 小・中学校で、修学旅行費を助成しています。（3/4助成）

内容に関するお問合せ

◆横浜町役場

◇所在地

〒039-4145 横浜町字寺下35

◇お問い合わせ

☎0175-78-2111 / FAX 0175-78-2118

◇ホームページ

<https://www.town.yokohama.lg.jp>

◇Eメール

koho@town.yokohama.lg.jp

◇リーフレットの編集・発行

横浜町役場 企画財政課（内線332）

※記載されている情報は令和8年4月1日現在のものです。

今後、変更になる場合があります。